

岐阜市民病院民病院床頭台等設置場所の貸付に係る仕様書

1 設置業者の施設使用形態

テレビ・冷蔵庫・電子ピクトグラムシステム付き床頭台及び洗濯機、乾燥機の設置は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、岐阜市民病院が設置業者に対し、行政財産である建物（または土地の一部）を賃貸する方法により行う。

2 貸付期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 8 年間とする。

3 床頭台等設置のために貸し付ける場所及び面積等

| 貸付箇所 (設置場所) 機器名称 | 貸付面積 (㎡) | | | 設置台数 (台) | | |
|---------------------------------------------------------------------------|-----------|-------|--------|-----------|------|-----|
| | 中央 診療棟 | 西診療棟 | 計 | 中央 診療棟 | 西診療棟 | 計 |
| 床頭台 ・ テレビ ・ 冷蔵庫 ・ 患者用 Wi-Fi ・ 電子ピクトグラム システム ・ セーフティボックス | 148.22 | 65.45 | 213.67 | 385 | 170 | 555 |
| 洗濯機 | 6.35 | 3.17 | 9.52 | 16 | 8 | 24 |
| 乾燥機 | - | - | - | 16 | 8 | 24 |

4 設置機器要求仕様

物件の所有権は設置業者に帰属し、下記仕様を満たす新品のものとし、設置前に岐阜市民病院へ仕様についての承諾を得ること。

(1) 床頭台

- ・ 木製とし、外形寸法は、W500×H1800×720 mm程度であり、冷蔵庫と電子ピクトグラムシステムが内蔵出来ること。
- ※ 安全を十分考慮した部材ならびに構造とし、揮発性有機化合物（VOC）対策が施されており、長時間院内環境に対応できるものとする。
- ・ テレビ上部に蛇腹開閉仕様の扉付の収納スペース、ならびに背面部にワードローブ収納スペースを設けて両側から取り出せるよう両側面に片扉を取り付けること。
- ・ A4 サイズの書類が余裕をもって収納できる引き出しがあること。
- ・ 引き出しに収納されたものが、床頭台の奥に落ちない対策を講じること。
- ・ スライドテーブル及び引出し部分は、ロック機能付きであること。

- ・キャスターは手元による操作で4輪一括でロックできる機構を有すること。
- ・キャスターは双輪で75mm程度の大きさであり免振機能を有していること
- ・キャビネット上部に3方向こぼれ止めを設けること。(h50mm程度)
- ・キャビネット両側板部にステッキホルダー タオル掛け、フックを設置すること。
- ・キャビネット正面にUSBと2口コンセントを設置すること。
- ・ピクトグラム端末をキャビネット上部正面に設置すること。
- ・西診療棟7階(精神科)設置の床頭台(約50台)の仕様については、別途岐阜市民病院と打合せの上決定すること。

(2) テレビ

- ・19インチ以上の液晶テレビで、国内主要メーカー製(SHARP・三菱電機・Panasonicなど)とする。
- ・地上デジタル放送・BS放送を受信できる機器であること。
- ・テレビは天吊りタイプであること
- ・テレビは、患者が見易いよう、専用取付金具にて左右の旋回ならびに上下方に角度調整ができ、且つ設定した角度に固定され、自然に落下することのないようにすること。
- ・取付金具(収納方法)については、別途岐阜市民病院と打合せの上決定すること。
- ・取付金具は床頭台に確実に固定され、緩み、はずれがないこと。
- ・テレビの不使用时には、床頭台に水平収納が可能であること。
- ・イヤホンが前面に差込可能であり、イヤホンは市販品が使用できること。
- ・イヤホンは利用者(患者)の負担とする。
- ・ワイヤレスリモコンを備え、リモコンに相互干渉対策が講じられていること。
- ・リモコンの電池は設置業者の負担とする。
- ・搬入時における同軸ケーブルならびに専用アンテナプラグは設置業者の負担とする。

(3) 患者用Wi-Fi

以下の要件を満たす患者用Wi-Fiを提供すること。

ア 前提

- (ア) 床頭台を設置するすべての病床及び健康管理センターで利用可能であること。
- (イ) 無線LANアクセスポイント設備や院内ネットワーク回線については、岐阜市民病院の設備を利用する。(既存の無線LANアクセスポイントについては、別紙1参照。)

ただし、建物の構造等の影響により安定した電波環境が得られない場合、岐阜市民病院と協議の上、対策として必要な既存のネットワークの設定変更、アクセスポイント等の機器追加及び追加配線敷設を実施すること。
- (ウ) 院内ネットワークに患者用Wi-Fi用ネットワークを論理的に作成し、既存の電子カルテネットワークや施設系ネットワークと明確に分離すること。その費用は設置事業者の負担とする。
- (エ) 既存ネットワークシステムは、保守業務を委託している。保守業務委託事業者の連絡先は下記のとおり。

住 所 : 岐阜市金町6-6

名 称 : 日本電気株式会社 岐阜支店

電 話 : 058-262-3311

- (オ) インターネットのアクセス回線は設置事業者が準備し、設置事業者の負担とする。
アクセス回線は原則として、最大1Gbps以上の通信が可能な光回線とする。

イ インターネット接続

- (ア) iOS、Android、Windows8.1以降のWindows OS等の一般的なOSで接続できること。
(イ) Safari、Google Chrome、Internet Explorer等の一般的なブラウザで閲覧ができること。
(ウ) 特別なプラグイン等が不要な環境で接続できること。
(エ) サービス提供時間を限定できるなど柔軟な対応が可能であること。

ウ 認証

- (ア) 利用時に利用規約を表示し、同意ボタン等の認証機能を有すること。利用規約は多言語対応すること。
(イ) 利用時の認証は本人性が確認できる以下の①及び②の認証方式を併用すること。
① 利用していることの確認を含めたメール（メールリターン）認証方式
→認証画面にて登録したメールアドレスへ送信される本登録用メールに記載されたURLをクリックすることで認証完了とすること。
② SMS連携を利用した認証方式
(ウ) 登録された利用者情報を一定期間保持し、一度認証登録した利用者が再度アクセスする際は、エントリ画面が簡易（認証手順の省略等）となるようにすること。

エ アクセスログ

- (ア) 認証で取得した利用登録情報は12か月間以上の保存が可能であり、悪意のある利用が明らかになった場合にその状況が確認できること。悪意のある利用や犯罪利用等、警察からログの提出を求められた場合には、岐阜市民病院の指示に従い迅速に対応すること。
(イ) アクセスログは6か月以上保存すること。
(ウ) 利用登録情報及びアクセスログについて、個人情報保護法や電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等に基づき、適切に取り扱うこと。
(エ) 利用規約に利用者登録情報やアクセスログの収集・保管について記載し、利用者の同意を得ること。

オ セキュリティ対策

- (ア) 接続設定時に必要なワンタイムパスワードを発行するなどのセキュリティ対策を講じること。また、一つのワンタイムパスワードで接続できる台数を設定できること。
(イ) ウイルス対策や不正アクセス防止、改ざん防止等のセキュリティ対策を講じること。
(ウ) 悪意ある第三者からの攻撃への対策として、端末同士の通信を拒否する設定をネットワーク上で行うこと。
(エ) サービスを提供するサーバ等のソフトウェアに関してセキュリティパッチやウイ

ルス対策ソフトの更新が公開された場合は、速やかに適用判断を実施し、必要性のあるものについては速やかに適用すること。

- (オ) セキュリティ脆弱性の点検を定期的実施すること。
- (カ) 公序良俗に反するコンテンツのフィルタリング設定をすること。
- (キ) 過度に高負荷な通信や安定稼働に影響を及ぼす発信元などを検知し、帯域占有等をしないように制御すること。
- カ その他要件
 - (ア) 総務省が公表する「Wi-Fi 提供者向け セキュリティ対策の手引き(令和2年5月版)」に準拠すること。
 - (イ) 電波環境協議会が公表する「医療機関において安心・安全に電波を利用するための手引き(改定版)」の内容に留意すること。
 - (ウ) 障害発生時は、速やかに復旧作業ができる体制をとること。
 - (エ) 利用者からの問い合わせ等を受け付ける窓口を設けること。
 - (オ) 保守対応等により停止する場合は、岐阜市民病院に事前に通知すること。

(4) 電子ピクトグラムシステム

以下の要件を満たす株式会社レイズ社製ユカリアタッチと同等品を提供すること。

ア ピクトグラムシステム連携要件

システムの安定稼働を担保するため、以下の連携要件を満たすこと。

- (ア) 当院で採用している富士通社製電子カルテ HOPE-EGMAIN GX (以下、電子カルテ) と連携して下記「ウ システム要件」に記載の全ての機能を実現しており、且つ1年以上の安定した稼働実績を有するシステムであること。
- (イ) 以下の全ての項目について、電子カルテと連携して運用している実績を有すること。

| 項 | 機能 | 詳細 |
|----|----------|--------------------------------------------|
| 1 | 患者基本情報 | 氏名 |
| 2 | | 性別 |
| 3 | | 年齢 |
| 4 | | 診療科 (担当科) |
| 5 | | 主治医 |
| 6 | | 担当看護師 |
| 7 | 感染経路 | 空気・接触・飛沫感染情報 |
| 8 | 救護区分 | 担送・護送・独歩情報 |
| 9 | 転倒転落危険度 | A, B, C もしくは I, II, IIIで表示 |
| 10 | ピクトグラム | ※別システムやピクトグラム端末から入力といった、全て電子カルテ連携しない場合は対象外 |
| 11 | 注意例文 | ※別システムやピクトグラム端末から入力といった、全て電子カルテ連携しない場合は対象外 |
| 12 | 禁忌・アレルギー | 患者プロフィールに登録された食物・薬剤・その他アレルギー情報 |

| | | |
|----|------------|------------------------------------------------------------------------|
| 13 | バイタル測定器連携 | ピクトグラム端末の IC リーダ等に対象のバイタル機器をかざすことで、体温・血圧・脈拍・血糖値・SpO2 を電子カルテシステムの経過表の連携 |
| 14 | 入退院情報 | 入院日 |
| 15 | | 退院予定日 |
| 16 | 手術情報 | 手術予定日 |
| 17 | | 手術日（手術後日数） |
| 18 | | 手術履歴 |
| 19 | 透析情報 | 透析実施曜日 |
| 20 | 経過表 | バイタルデータ測定日 |
| 21 | | バイタルデータ測定時間 |
| 22 | | 体温 |
| 23 | | 最高血圧 |
| 24 | | 最低血圧 |
| 25 | | 脈拍 |
| 26 | | 呼吸数 |
| 27 | | SpO2 |
| 28 | | 血糖値 |
| 29 | | 食事摂取量（主食／副食） |
| 30 | | 排尿回数 |
| 31 | | 排便回数 |
| 32 | | 体重 |
| 33 | | 尿量・便量 |
| 34 | | 排液量 |
| 35 | 注射予定 | 注射オーダー「注射薬剤・用法・手技」の実施・未実施・中止情報 |
| 36 | オーダー予定表示 | オーダー情報及びその実施時間 |
| 37 | 検査結果 | 検査結果 |
| 38 | 食事情報 | 主食情報 |
| 39 | | 副食情報 |
| 40 | | 食事コメント情報 |
| 41 | 指示簿 | 指示簿指示情報（発熱時、疼痛時、不眠時等） |
| 42 | 投薬管理 | 処方オーダー（薬剤名称・用量・用法） |
| 43 | 血糖・糖尿病指示 | インスリン薬品名・回数・用法 |
| 44 | サービス・アメニティ | アメニティ利用状況 |

イ システムサーバ及びピクトグラム端末ハードウェア要件

以下の要件を満たすハードウェアを提供すること。

(ア) システムサーバは、2 台以上の冗長構成で、ラックマウント式とすること。

- (イ) システムサーバのストレージは、RAID 構成などにより耐障害性を考慮すること。
- (ウ) システムサーバの電源は冗長構成であること。
- (エ) 障害時に早期復旧できるよう、バックアップの仕組みを構築すること。
- (オ) システムサーバ用のシステム構成に適合したラックマウント式 UPS を設置すること。
- (カ) ピクトグラム端末ハードウェアは、10 インチ以上の液晶画面を有し、タッチパネル式であること。
- (キ) ピクトグラム端末ハードウェアは、バッテリーレスの仕様であること。
- (ク) ピクトグラム端末ハードウェアは、医療機器に関する EMC（電磁波妨害・電磁感受性）規格 IEC/EN60601-1-2（JIS T 0601-1-2）を取得していること。
- (ケ) ピクトグラム端末ハードウェアに Mifare、Felica、ISO15693 の通信規格すべてに対応する IC リーダ・ライター機能を有する機器を内蔵又は USB 接続して搭載すること。
- (コ) ピクトグラム端末ハードウェアは、無線 LAN 接続（2.4GHz・5GHz）が可能な仕様であること。
- (サ) ピクトグラム端末の液晶画面部分の清掃対応（次亜塩素酸ナトリウム、アルコール）が可能であること。
- (シ) ピクトグラム端末の日時を正確に補正する機能を有すること。

ウ システム要件

- (ア) 電子カルテは、保守業務を委託している。保守業務委託事業者の連絡先は下記のとおり。

住 所 : 岐阜市橋本町 2-8
 名 称 : 富士通 Japan 株式会社 岐阜支店
 電 話 : 058-252-3911

連携に係る電子カルテ改修費用については、すべて岐阜市民病院の負担とする。

- (イ) 電子カルテ内のデータベースとリアルタイムに連携し、岐阜市民病院が指定する下記の項目情報を電子ピクトグラム端末に自動的に表示・更新すること。表示・更新する項目の詳細については岐阜市民病院との協議により決定すること。
 - ・患者名、担当医療従事者名、救護区分、転倒転落危険度、感染経路、感染症情報
 - ・電子カルテに登録されたメッセージやお知らせ
 - ・検査や手術などの患者スケジュール
 - ・禁忌アレルギー情報
 - ・点滴・注射予定
 - ・内服薬管理情報
 - ・検査結果、経過表、注射予定、食事情報などの医療従事者専用情報参照機能
 - ・オムツ、寝衣等のアメニティ情報
 - ・岐阜市民病院が指定する患者の注意事項（電子ピクトグラム）
- (ウ) 電子カルテとは別のシステムから一部または全部のピクトグラムの入力・修正を行う仕組みは要件を満たさないものとする。

- (エ) 導入、運用開始後であっても、ピクトグラムの仕様やデザインの追加・変更・削除には柔軟に対応すること。
- (オ) 電子カルテと連携しピクトグラム端末付属または内蔵の IC カードリーダーに IC チップメモリ搭載のバイタル測定器をかざすことでデータを伝送し、電子カルテに登録できる仕組みを有すること。対象機器は岐阜市民病院が指定するメーカーの体温計、血圧計、SpO2、血糖値計の 4 種とすること。
- (カ) バイタルデータを伝送する際には、患者認証状態から職員認証を行ったうえで実施する仕組みであること。
- (キ) 令和 5 年度に電子カルテシステムの更新を予定しており、新電子カルテシステムと連携ができるよう、必要に応じて改修対応を行うこと。

エ セキュリティ要件

- (ア) 端末内に保有・保存できる患者情報は患者 ID のみとすること。
- (イ) 患者の取違防止のため、入床時に、岐阜市民病院が指定する患者識別情報（患者 ID 等）を用いて各端末から都度患者認証する仕様であること。
- (ウ) 複数の端末に同一患者情報が重複表示されない仕組みを構築すること。
- (エ) 患者の退院時には電子カルテと連携して退院処理（初期化）が自動で行われること。
- (オ) 任意の時間の無操作状態の継続、または所定の操作により指定した部分の情報が隠れるなど個人情報に配慮すること。
- (カ) 患者認証を経て表示された、患者が参照できる電子ピクトグラムや患者スケジュール等の医療情報を含む画面から、岐阜市民病院が指定する詳細診療情報参照画面やバイタルデータ登録画面等の職員専用画面に遷移するにあたっては、職員 IC カードや暗証番号等による職員認証が必要な仕様とすること。
- (キ) 医療従事者専用情報参照機能の表示画面は、医師や看護師など認証者の職種に応じた専用画面を表示する仕様とすること。
- (ク) 外部に患者情報が流出しないセキュリティ機能を有すること。

オ その他要件

- (ア) 患者及び職員が床頭台の各部やテレビ等を操作する際の妨げにならず、常に視認できるように床頭台に固定して設置されること。
- (イ) 岐阜市民病院が指定する時間帯（消灯時間帯など）は自動で画面が暗転し、画面タッチで一定時間点灯、指定時間経過後に自動で暗転する機能を有すること。
- (ウ) 患者がピクトグラム端末の設定を変更できないこと。

(5) 冷蔵庫

- ・容量は 22 リットル以上の床頭台収納型で、国内主要メーカー製(三菱電機・ツインバード工業・ジュージ工業など)とする。
- ・省エネ、無音タイプとし、ガスを使用しない冷媒方式であること。
- ・扉は引出し式とし、閉め忘れ防止機能を有すること。
- ・抗菌仕様で、清掃・消毒が容易にできること。
- ・放熱には十分配慮すること

- ・ 2リットルのペットボトルが収納可能であること。
- (6) セーフティボックス
- ・ 引出ごとセーフティボックスとして使用できるようにすること。
 - ・ カギの素材はプラスチック製とし真鍮製は不可とする。
 - ・ 床頭台の引き出しに収納し、引き出しごと抜けない構造になっていること。
 - ・ 利用者によるカギの紛失・破損時には容易に交換が出来ること。
 - ・ 鍵の交換は無償で行うこと。
 - ・ マスターキーで一括管理出来るもので、マスターキーは2本以上院内に常備すること。
- (7) 洗濯機
- ・ コインで利用できること。
 - ・ 全自動式で、容量は4.5kg以上で既設ドレンパン(外形寸法 630mm 幅×630mm 奥行)に設置できること。
 - ・ 振動や騒音が発生しないよう設置すること。
 - ・ 一工程当たりの利用料金は、100円とする。
 - ・ 電源は、1φ 100V 15Aコンセント(アース端子付)で対応が出来、消費電力は500W以下とする。
- (8) 乾燥機
- ・ コインで利用できること。
 - ・ 全自動式で、容量は4.5kg以上とすること。
 - ・ 振動や騒音が発生しないよう設置すること。
 - ・ 専用の架台で洗濯機の上に据置きとし、落下防止対策を講じること。
 - ・ 30分当たりの利用料金は、100円とする。
 - ・ 電源は、1φ 100V 15Aコンセント(アース端子付)で対応が出来、消費電力は1,700W以下 とする。

5 テレビ・冷蔵庫利用料の徴収方法について

- (1) テレビ・冷蔵庫・Wi-Fiの利用申し込み方法については、利用者（患者とその家族等）と、設置業者で契約を行い申し込みを完了できること。またその利用の申し込みに関して、岐阜市民病院は関与しないものとする。
- (2) テレビ・冷蔵庫・Wi-Fiの利用料金については、1日(24時間)あたり500円(税込)を上限とする。
- (3) テレビ・冷蔵庫・Wi-Fi以外の機器についての利用料金は徴収しないものとする。
- (4) テレビ・冷蔵庫・Wi-Fiの利用料金の徴収方法については設置業者・利用者（患者とその家族等）間で行うこととし、岐阜市民病院は関与しないものとする。
- (5) 設置業者は毎月末で締め、貸付料支払の際に申込率・売上額の明細を岐阜市民病院に提出すること。
- (6) 利用申し込みを受けた際、課金設定は設置業者が速やかに行うこととする。
- (7) キャビネット本体にテレビ・冷蔵庫・Wi-Fiの申し込みをしているか否かが一目で分か

る機能を有していること。

6 設置条件等

- (1) 物件の設置及び契約終了時の撤去に伴う費用は、設置業者の負担とする。なお、アンカーボルト撤去に伴う補修は、当該部の長尺シート貼替えとする。
- (2) NHK受信料の契約及び支払手続については全て設置業者が行い、受信料その他の費用についても設置業者の負担とする。
- (3) 床頭台等にかかる光熱水費については、岐阜市民病院と協議のうえ定めた相当額を岐阜市民病院が請求するので、設置業者は適正に納めること。
- (4) 物件の設置場所は、岐阜市民病院指定の場所とする。
- (5) 設置業者は、物件の保守管理と運用に関する下記業務に対応するため、設置業者の負担で速やかに対応できる体制を整備すること。なお、対応時間は年末年始を含む毎日午前9時から午後5時までであること。
 - ・ 物件の修理や定期的な巡回点検等維持管理に関する一切の業務
 - ・ 患者の入退院毎に行う床頭台、テレビ、冷蔵庫の清掃消毒ならびに点検業務
 - ・ 売上金回収等運用に関する一切の業務
- (6) 設置業者は、故障その他必要に応じて速やかに取替えが出来る体制を整える。
- (7) 物件の設置(入替え)は、令和4年3月31日までに完了すること。ただし、設置業者が交代する時は、岐阜市民病院及び業者間で十分協議の上患者の利用に支障を来たさないよう円滑に入れ替えること。
- (8) 設置物件については、設置業者の負担で破損・盗難等の事故に対する保険に加入すること。
- (9) 設置物件に対するトラブル等については、全て設置業者の責任において対応する。
- (10) 設置業者は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡ならびに委任してはならない。ただし、あらかじめ書面による承認を受けたときはこの限りでない。
- (11) 設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。また、原状回復に際し、設置事業者は一切の費用を岐阜市民病院に請求することはできない。
- (12) 本契約満了に伴い、設置業者が交代する時は、当院及び業者間で十分協議の上患者の利用に支障を来たさないよう円滑に入れ替えること。
- (13) 使用に際して、当院に損害を与えた場合には、速やかに賠償すること。
- (14) 運営上で疑義が生じた場合には、岐阜市民病院と協議の上決定する。
- (15) 社会的情勢等が著しく変化し、本契約に支障を来たす場合は、別途協議のうえ決定するものとする。
- (16) 納入に際し、物件等が本仕様書に違反している場合、または著しく不良な場合は、係る全ての取替えを岐阜市民病院は命令、もしくは契約を解除できるものとする。
- (17) 設置事業者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときには、警察に通報しなければならない。

7 参考

- (1) 当院の令和2年度における病床利用率は、病床数515床(一般)で約83%です。
- (2) 当院の令和2年8月から令和3年7月におけるテレビ専用カードの清算後の売上額は、約3290万円です。
- (3) 当院の令和2年8月から令和3年7月における洗濯機(1工程当たり100円)の売上額は、約34万円です。
- (4) 当院の令和2年8月から令和3年7月における乾燥機(30分当たり100円)の売上額は、約42万円です。
- (5) 当院の令和2年8月から令和3年7月における乾燥機(30分当たり100円)の売上額は、約42万円です。
- (6) 当院の令和2年8月から令和3年7月における床頭台使用にかかる電気代の請求額は約20万円/月です。

(別紙 1)

無線 A P 配置図

凡例



電子カルテ + インターネットエリア



インターネットエリア



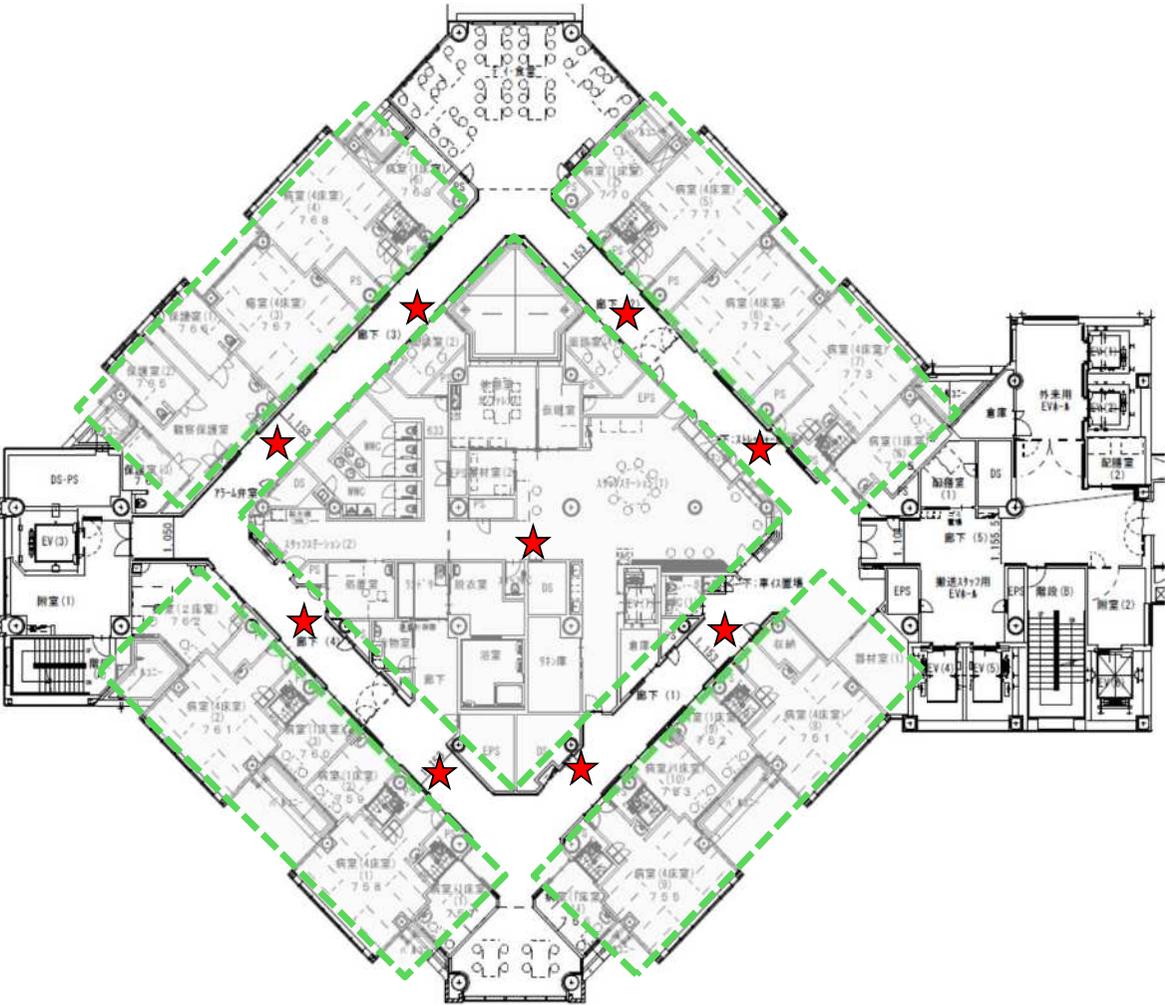
電子カルテ + インターネットAP



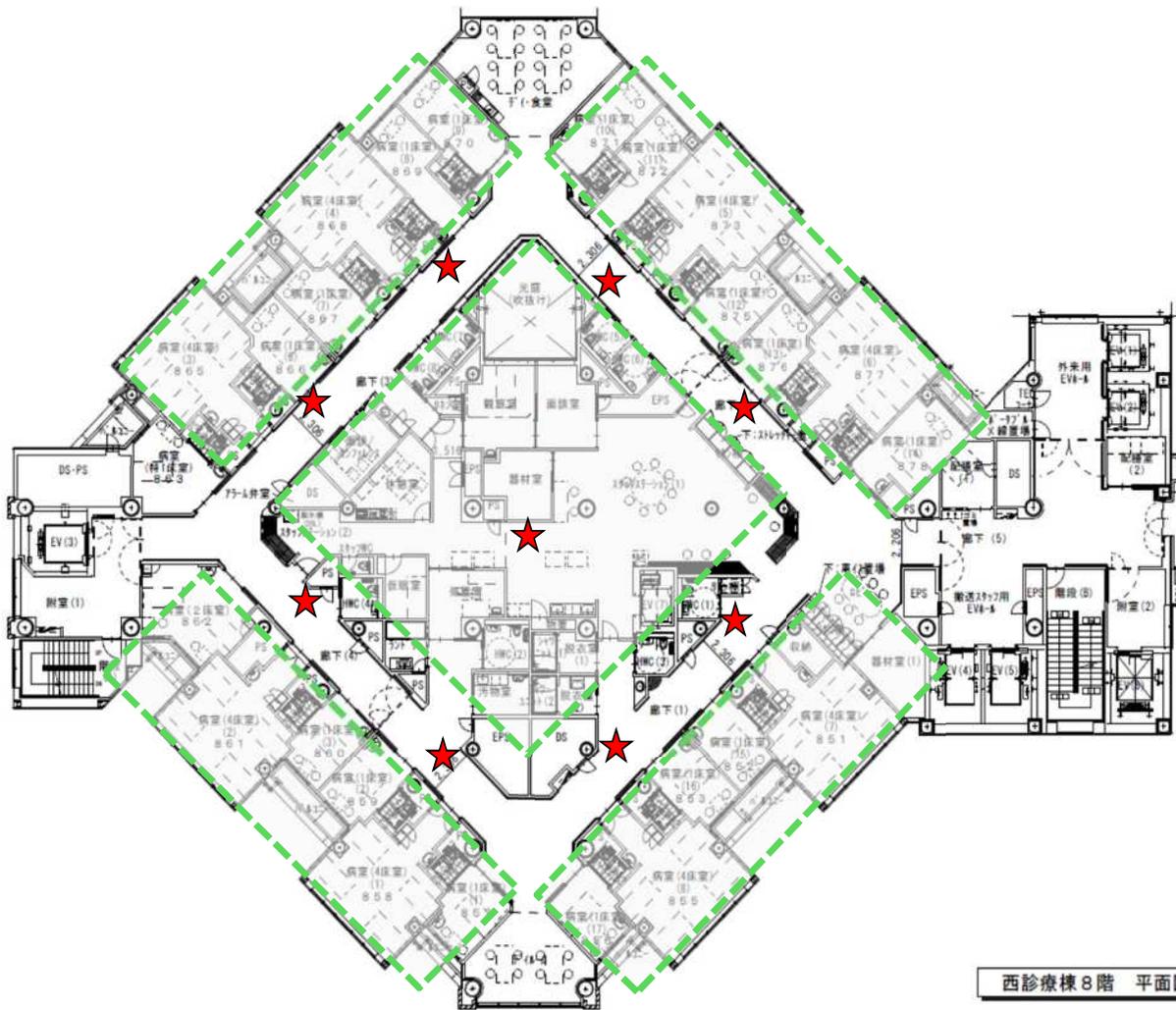
インターネットAP

西療棟

西診療棟 07F



西診療棟 08F



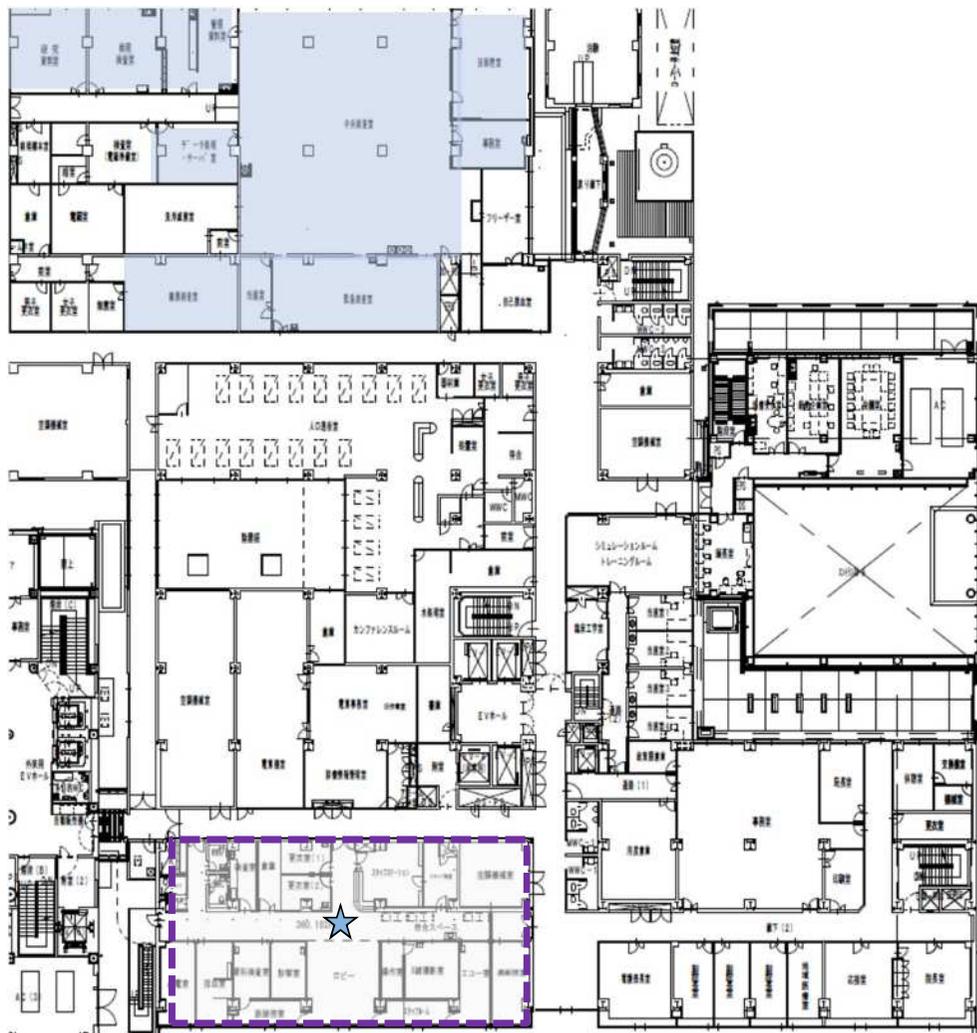
西診療棟 8階 平面図

西診療棟 09F



中央診療棟

中央診療棟 02F



中央診療棟 HCU 05F



中央診療棟 06F



中央診療棟 07F



中央診療棟 08F



中央診療棟 09F



